

# 平成21年度 【教員】特別臨時審査実施要項

1.期 日 平成21年8月10日(月)

2.会 場 『秋田県立武道館弓道場』……秋田県秋田市新屋字砂奴寄 2 - 2 TEL 018 - 862 - 6651  
(道順) JR「秋田」駅前西口バスターミナルより、県立プール線に乗車、「県立武道館前」下車後、徒歩約1分。  
自家用自動車利用の場合は、秋田自動車道「秋田南IC」または「昭和男鹿IC」より約30分。  
日本海東北自動車道「岩城IC」より約30分。 タクシー利用の場合はJR「秋田」駅から約20分。

3.審査日程・種別

月 日	開館時間	開始時間	種 別
8月10日(月)	8:00	9:00	初段～六段・錬士

4.受審資格 全日本弓道連盟の会員であり、下記の条件を満たす者。  
(1)「学校教育法」の定める教員であること。  
(2)平成21年度各地区連合会で実施の学校弓道指導者講習会を修了(受講予定含)、または第40回全日本教職員弓道選手権大会に参加した者。  
(3)式段以上の受審資格は下記のとおり。

種 別	受 審 資 格
式～五段	平成20年8月10日までの初段～四段合格者
六 段	平成20年8月10日までの五段合格者
錬 士	平成20年8月10日までの五段合格者

5.審査方法 初段～六段の部：行射の審査及び学科試験の総合成績により可否を決定する。  
(1)行 射：第一次審査の要領で行う。  
(2)学 科：学科(筆記)試験を行う。

錬士の部：行射、面接及び学科試験の総合成績により可否を決定する。  
(1)行 射：第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。  
(2)面 接：行射の第一次審査の通過者について人物、識見及び指導力を査定する。  
(3)学 科：学科(筆記)試験を行う。

6.受審の申込について  
(1)方 法：所定の用紙により審査料を添えて、所属地連へ申請すること。  
(2)締切日：平成21年6月9日(火) 締切厳守 県連締切 5月30日(土)  
(3)申込先：〒101-0051東京都千代田区神田神保町2-40-11横田ビル5F  
(財)全日本弓道連盟 分室「教員特別臨時審査係」宛  
TEL 03 - 6273 - 2474 / FAX 03 - 6273 - 2475

7.注意事項  
(1)申込書の申請には、所属地連の締切日に十分留意すること。  
(2)申込書は、必要事項を楷書で判りやすく、明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること。  
ID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は、下部空欄に記入すること。  
(3)申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。  
(4)受審者は、開始時刻までに会場へ集合し、受付を済ませること。  
(5)受審者は、必ず本連盟会員章をつけること。五・六段、錬士の各受審者は、全員和服を着用すること。  
(6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は、棄権したものとみなす。  
(7)立射で受審する際は、審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして、その事由を証明する「身障者手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し、地連会長の認証を受けて申し込むこと。  
(8)日程の都合上、「六段」と「錬士」の両種別を受審することはできない。

8.その他 審査申込書に記載される個人情報の利用目的について  
審査申込書の提出により、以下の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。  
ただし、下記(3)の本連盟機関誌・ホームページへの掲載に関しては、本人より不同意の申し出があった場合は、公開を停止する。  
(1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名、所属地連、年齢、既得の称号及び授与年月、既得の段位及び認許年月、その他特記事項)  
(2)立順表への記載(氏名、所属地連)  
(3)審査結果報告として、加盟団体長宛文書及び本連盟機関誌・ホームページへの掲載(氏名、所属地連、既得の称号または段位)